

よくある質問

【統廃合に関する質問】

Q1 なぜ5施設を1つに統合するのですか。(もっと緩やかな統廃合は考えられないのですか。)

A1 統合対象としている保育所3施設・幼稚園2施設は、いずれも築40年以上が経過しており、耐震性能も低く、早急に大規模改修または建て替えの必要があります。

また近年は車での送迎が圧倒的に増えたことで、送迎の利便性が高い施設に利用希望が集中していると同時に、比較的新しい施設が好まれる傾向が強まっています。

したがって、3所2園を統合して利便性の高い場所に魅力的な施設を整備することで、利用者のニーズに応えていきたいと考えているところです。

Q2 各施設の建て替えはできないのですか。

A2 各施設での建て替えは、建て替えに必要な広さが十分にないなどの問題で困難な状況です。

一方で、耐震整備並びにリニューアルについても検討を重ねてきましたが、個々の施設で行うのは施行が難しいうえに、膨大な経費がかかる割に根本的な施設の魅力度アップにつながりません。

したがって、統合して新たな場所に魅力ある保育環境を作りたいと考えています。

Q3 設置予定地を選定した理由は何ですか。

A3 統合対象の各施設からも、また、現在の3所2園の利用者の居住地域からもそう遠くなく、交通の利便性が高いことが挙げられます。

また、集団保育を行うための十分な広さを確保でき、就学前の教育・保育を提供するうえで良好な環境にあるという点で優れた条件を備えていると判断しました。

Q4 通園距離が長くなつたための保障はありますか。(通園バスは出ますか。)

A4 通園はあくまでも保護者の責任において送迎をいただくこととしております。

ただし通園バスについては、設置運営事業者の考え方によりますので、保護者の皆さん方のニーズに基づいて事業者が決定することとなります。

Q5 施設が大きくなることで、目が行き届きにくくなるのではないですか。(施設規模が大きすぎるのではないですか。)

A5 認定こども園としては、尾道市内で最大規模になると思われます。しかし、県内他市の施設と比較して特に大規模というわけではありません。

現在240名で運営している向島認定こども園においても、また、他市の比較的規模の大きな施設を例にとっても、大きいことにより教育・保育に対する弊害があるとは思っていません。

Q6 今の施設はどうなりますか。（跡は何になるのですか。）

A 6 現施設跡の活用方法については、現状では決まっていません。今後、検討していきます。

Q7 設置予定地の災害等に対する安全対策はできていますか。

A 7 最悪の事態を想定しながら避難対策等を検討していきます。近隣と連携しながら適切な避難場所・避難経路を設定し、避難訓練等の日常的な取り組みを行い安全確保に努めます。

Q8 設置予定場所周辺の道路は交通量が多い路線ですが、交通渋滞や交通安全への対策はできていますか。

A 8 関係機関と十分協議しながら、進入路や駐車場の適切な設定を行い、安全確保を図っていきます。

【認定こども園に関する質問】

Q9 幼稚園と保育所が認定こども園になって、何が変わるのでですか。

A9 認定こども園の最大の特徴は、保育が必要である・ないに関わらず、3～5歳児に同じクラスで同じカリキュラムに基づく教育・保育を一体的に提供していくという点です。

Q10 教育と保育を一体的に提供とはどのようなことを想定しているのですか。

A10 教育認定の利用児童（幼稚園として利用）と保育認定の利用児童（保育所として利用）がどちらも在園している4時間程度は、合同で学級を編成し、幼稚園と同様に教育を行います。

この共通時間が終了した後は、保育認定の児童に対して引き続き保育所と同様の保育を行います。

Q11 認定こども園において、教育と保育の違いはなんですか。

A11 保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことを基本にしています。幼稚園では教育を行いますが、それは保育所での教育とほぼ同一の内容です。

そのため認定こども園では、教育に養護を加えたものを保育であると位置付けています。

Q12 認定こども園のメリットは何ですか。

A12 概ね次のとおりと考えています。

- ① 就学前の子どもが保護者の就労の有無にかかわらず、同じ施設で教育・保育を受けることができます。
- ② 少子化の進行の中で、子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会が確保できます。
- ③ 幼稚園と比べて、対応可能な年齢が拡大します。

《例》第1子が幼稚園に通っており、その弟妹が3歳未満児の場合

…就労等の保育が必要な要件がある場合、兄弟姉妹そろって同じ園に通わせることも可能

- ④ 認定こども園には、子育て支援の場が用意されています。そのため、園に通っていない子どものご家庭でも、子育て相談や親子の交流の場への参加等の利用をすることができます。

Q13 デメリットはありませんか。

A13 尾道市におけるこれまでの運営実績から、子どもや保護者にとってのデメリットは無いと考えています。

Q14 教育認定の利用児童が帰った後、保育認定の利用児童は引き続き保育を行いますが、そのために教育認定の利用児童と保育認定の利用児童に経験の差が生じませんか。

A14 そうした経験の差が生じないよう、カリキュラムの中で配慮していきます。

Q15 利用申込はどこにするのですか。

A15 保育認定の利用児童・教育認定の利用児童とともに、原則として直接施設へ申し込んでいただきます。ただし認定こども園の開園前は、各保育所・幼稚園へお申込ください。

Q16 教育認定の利用児童には早出保育はないのですか。また、教育認定の利用児童でも、夏・冬・春休み中や土曜日も預かってもらえるのですか。

A16 教育認定の利用児童については、早出保育はありません。夏・冬・春休み中は、一時保育としての利用が可能です。土曜日も一時保育として12時まで利用できます。

Q17 教育認定の利用児童が一時預り保育を利用する場合、理由は限られるのですか。

A17 申し込みの際に理由を付していただきますが、利用できない理由はありません。ただし、他の保育所や幼稚園などに通所・通園している子どもは利用できません。

Q18 教育認定の利用児童が延長保育を利用するには、理由が限られますか。

A18 一時預り保育後の延長保育は、就労等の要件が必要となります。

Q19 月の中途中で保育認定の利用から教育認定の利用へ移った場合の利用料の取り扱いはどうなりますか。

A19 月の中途中で教育認定の利用に移った場合、原則として翌月から利用料を変更することになります。

【民営に関する質問】

Q20 なぜ保育所や幼稚園を民営にするのですか。

A20 近年、保護者の就労形態の変化により保育ニーズも多様化し、園独自にきめ細かく対応するといった柔軟さが求められています。このような状況から、民間事業者の持つ機動性や柔軟性を生かすことで、多様な保育サービスを提供することができると考えます。

そこで公立と民営との役割分担や責任の確保、効率性やサービスの水準を検証しながら、「民間でできるところは民間にお願いする」を原則に、管理運営業務の民営化を進めることとしたものです。(公立は市内全域での均質性を保つ必要があり、特定施設において特定のサービスの提供は難しいため、施設毎に保護者のニーズに応えきれない実態があります。)

Q21 公立と民間の役割分担とは何ですか。

A21 公立の保育施設は、これまで幅広い保育を先駆的に実践する役割を果たしてきました。

今後とも、災害等の緊急時対応を含めた地域のセイフティーネットとしての役割や、蓄積された専門性とノウハウを地域の全ての子育て支援に向けて積極的に活用していくこと、保育内容の向上のための研究・研修への積極的な取り組み、研修活動を行うための人材養成など、市内全体の保育水準の向上のための役割が求められています。

一方の民営施設においては、それぞれが独自性のある多彩な保育を実践してきました。しかし待機児童の問題が深刻化する中で、その解消に向けて、保育施設の新設や分園の設置、定員の弾力化など、その柔軟性・機動性をフルに発揮し、入所枠の拡大や利用者の切実なニーズに対応していくことが求められています。

Q22 市は保育所、認定こども園をすべて民営にする方針ですか。

A22 全ての施設を民営化するという考え方はありません。民間事業者での運営が難しい地域も存在しますし、民営化が可能な地域においては、公立と民営をバランス良く配置しながら、利用者が自由に選択できる保育環境づくりを進めていきたいと考えています。

Q23 認定こども園を民営にすることは市の保育に対する責任放棄ではないですか。

A23 保育を必要とする子どもへの保育の実施は、児童福祉法に基づく市の責務です。その責務を果たすため、市が公立保育施設を直接運営する方法と、民営保育施設に保育の実施を委託する方法があります。民営保育施設に委託する場合、その運営費を市が責任を持って負担します。

またその運営内容についても、法律に基づいて市が指導監督します。即ち公立・民営のいずれであっても、市が保育の実施責任を負うという点において違いはなく、公立保育施設の民間運営が市の責任を放棄することには当たりません。

Q24 民営になったら、市の関与はなくなってしまうのですか。

A24 民営化後も利用調整等は市が行っています。また、施設運営や保育の実施状況について市は指導監査を行っていきますので、市の関与がなくなることはありません。

Q25 入園時に、市と就学までの契約を結んでいるのはどうなるのですか。

A25 市の責務として、保育が必要な児童を保育施設でお預かりすることが児童福祉法に規定されています。運営主体が市と民間法人という違いがあり、募集・入園決定を行うのは運営事業者となっても、引き続き市が保育認定や利用調整を行います。小学校就学までの期間、継続的に児童をお預かりすることに変わりはありません。

Q26 民営になった後、経営状態が悪くなると、施設が無くなってしまうようなことはないのでですか。

A26 安定的・継続的な運営が期待できる事業者を選定します。また、地域の子育て支援の拠点となる施設として市が運営に必要な経費を負担しますし、健全な運営のための指導、助言を行っていきます。

Q27 社会福祉法人や学校法人等の法人運営の場合、少しは利益がないと成り立たないはずですが、どうしても営利目的になるのではないかですか。

A27 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設立された民間法人です。また学校法人は、教育を行うことを目的として私立学校法に基づき設立された民間法人であり、いずれの法人も公共性が極めて高く、営利を目的としていません。また保育施設運営に要する費用は、定員規模や入所児童の年齢構成等によって国が示した基準に基づき、市が負担します。

このように必要な支出に見合う収入が補償されている一方で、求められるサービスが適切に提供されているかどうかは市が指導・監査を行います。したがって、営利を追求することは困難な仕組みとなっています。

Q28 財政事情により子どもの教育・保育がおろそかにされることはありませんか。

A28 民間事業者が運営主体となっても、市は国の基準に沿って運営費を負担していきます。民営化により園の財政状況が悪化することはないと考えます。

市が直接運営するか、市に代わって民間事業者が運営するかという違いはありますが、どちらが運営しても国の認定こども園教育・保育要領に沿って教育・保育を行います。そのため、その内容が低下するようなことは想定していません。

Q29 民営になると具体的にどうなるのですか。※民営になる前後の具体的な違いは別紙のとおり。

A29 保育士や幼稚園教諭、調理員などの職員は、運営を引き継ぐ事業者が採用した職員に替わります。職員が替わっても、子どもたちが楽しく、また安心して保育施設に通所できるよう保育の引継ぎについては十分配慮したいと考えています。

民間事業者による運営に変わっても、国が示す認定こども園教育・保育要領に従って保育を行いますので、保育内容そのものが変わると考えていませんが、保育方針は運営事業者が考えるものに変わります。保護者の多様なニーズに対し、民営保育施設の持つ機動性や柔軟性を生かして、園が独自に迅速に対応できることが公立とは違う大きな利点と考えています。

Q30 民営になることによって保育内容は変わるのでですか。

A30 保育内容は、公立・民営ともに国が示す認定こども園教育・保育要領に沿って運営されますので、これらが大きく変わることはありません。

現在公立が行っている「延長保育」「一時保育」「預り保育」「休日保育」「障害児保育」等の保育・教育サービスは継続したうえで、保護者の意向を十分に把握し、選定された事業者との協議の中で保育内容や引継ぎの方法などへ反映していきます。

教育・保育を引き継ぐということは、公立の施設で実施していたことをすべてそのまま引き継ぐということではありません。良いところは積極的に取り入れ、保育内容やその方法、保育者への姿勢などで疑問に思われる点は改めていくことも必要です。保育は保護者との信頼関係を支えに、新しい保育者集団の力を結集して創り上げられるものであり、その目的が同じであれば、指導方法が変わっても保育の質的な変化はないと考えています。

Q31 保育料はどうなりますか。(高くなるのですか。)

A31 保育認定児童の保育料は市の基準で定めますので、これまでと変わりません。

教育認定児童の保育料については、平成31年度から国の施策で無償化となる見込みです。

Q32 民営になると、収入の少ない人や障害を持つ子どもが受け入れられなくなったり、入園児が事業者に選別されたりするようなことになりませんか。

A32 民営となつても市が入園の調整を行います。収入が少ないとや障害があることで入園を拒否される、あるいは退園を求められるようなことはありません。また、障害児を支援するノウハウは公立であつても民営であつても変わることはありません。課題を抱える子どもの保育が十分果たせる事業者を選定します。

Q33 民営になつても障害児等の保育はできますか。

A33 障害児等への支援は、保育を実施する市の責任として取り組む課題であり、尾道市は他の市町に比べても高い水準での障害児保育を実施していると考えています。民間になった後の運営計画の中で、障害児等の保育は重点的な内容に位置づけます。

Q34 民営になつたら、他の保育施設へ変わることはできますか。

A34 保育所・幼稚園・認定こども園は保護者が自由に施設を選択する制度なので、変わることは自由です。ただし、希望する施設の空き状況によっては受け入れできない場合もあります。

Q35 職員配置はどうなるのですか。(職員数は減るのですか。)

A35 公立、民営に関わらず、職員は国の配置基準に従って配置しますので、民営となつても職員が減ることはありません。

Q36 経験の少ない若い保育士ばかりになって、信頼できるベテラン保育士がいなくなるのでは
ないですか。

A36 民営保育施設は公立保育施設に比べ若い保育士が多いという傾向があります。ただし、年
齢構成のバランスは保育施設運営にとって大事なことであり、明るく元気な若い保育士と頼れ
るベテラン保育士がバランス良く配置されることが望ましいと考えています。選定事業者が職
員を採用するうえで、年齢構成も十分考慮すべきと考えています。

Q37 民営になった後に職員研修の機会が減って、保育の質が低下することはありますか。

A37 尾道市では、公立と民営の保育士、幼稚園教諭が合同で研修会を定期的に開催して保育の
質の向上を図っています。引き続き、研修機会の確保に努めてまいります。

Q38 民営になった当初から先生は全て一斉に替わってしまうのですか。（子どもが不安になる
ので、一定の移行期間が必要ではないのですか。）

A38 民間事業者による開園と同時に、運営事業者の職員による保育を開始します。ただし、開
園までの間で一定の移行期間を設けて保育の引継ぎを行います。

また現在勤務しておられる臨時職員の方には、本人の意向にも配慮しながら、可能な限り引
き継ぎ先の事業者で採用してもらえるよう働きかけていきます。職員の入れ替えによる急激な
保育環境の変化を、できる限り緩和するよう配慮していきたいと考えています。

Q39 保育の引き継ぎはどのようにするのですか。

A39 円滑な引き継ぎを行うため、民営開始前の最低6か月間を引き継ぎ期間としています。子
ども一人ひとりについて保育の引き継ぎを行いたいと考えています。

まず、施設長予定者や運営の中心となる保育士等が全体を把握した後、それぞれの園児の年
齢区分に応じて引き継ぎ先法人の職員が引き継ぎを受けることになります。また、事務的な事
項もきちんと引き継ぐ必要があります。具体的なスケジュールは引き継ぎ先法人の選定後、法
人と市が詳細を協議していきます。

なお、保護者、引き継ぎ先法人及び市の三者で、民営化後の保育内容やその方法等について
話し合いを行う場を設けることとしています。

【園での生活についての質問】

Q40 教育認定の利用児童の給食はどうなるのですか。

A40 教育認定の利用児童も保育認定の利用児童も一緒に同じ給食をとっていただきます。

Q41 丂ごはんは家庭で一緒にとりたいといえば、給食は食べなくていいのですか。または、お弁当を持たせても良いのですか。

A41 給食は教育の一環としてカリキュラムの中に組み込むので、必ずクラスで一緒に同じ給食をとっていただきます。

Q42 PTA組織と保護者会組織はどうなるのですか。

A42 あくまで保護者の皆さんで組織されている団体ですので、団体の意向を尊重すべきではありますが、子どもが同じクラスで生活している中で、教育認定・保育認定で別々の保護者団体に加入して活動するのは何かと不都合が生じると思われますので、認定こども園発足と同時に統合していただくようお願いしたいと考えています。

Q43 地域行事・小学校との交流行事への参加等はどうなるのですか。（町民運動会、小学校運動会への参加、敬老会参加、公民館活動、音楽祭、その他の地域交流事業などへ今までどおり参加できるのですか。）

A43 原則として運営事業者と保護者の話し合いで決定していくことになりますが、地域や小学校との連携は認定こども園の運営において極めて重要なことですので、市としても、これまでのつながりを重視し継続するようお願いしていきます。

Q44 小学校との連携は維持できるのですか。また、他の保育施設との連携はどうなるのですか。

A44 小学校や関係施設との連携は必要不可欠と考えています。したがって、これらのことは選定事業者が実施できるように市としても十分配慮していきたいと考えます。

Q45 今使っている制服・帽子・体操服・かばん等は使えなくなりますか。

A45 保護者の新たな負担増にならないよう、民営が開始する前に在園していた児童は、現在使用しているものを卒園まで引き続き使用していただくというのが一般的です。

Q46 行事やイベント、お稽古ごとなどで保護者負担が増えませんか。

A46 原則として、在園児童の保護者負担は現行に準じるよう調整していきたいと考えています。新たなサービスの対価として負担を求める場合は、事前に保護者へ説明し、理解を得た上で実施することとしています。

【運営法人についての質問】

Q47 どのような方法で運営法人を選定するのですか。

A47 公募によるプロポーザル方式で選定します。

選定に当たっては、学識経験者や対象施設の保護者の代表、市職員などで構成する選定委員会を設置し、書類審査とヒアリング審査による委員の採点で優れた法人を選定します。なお、詳しい選定要綱は選定委員会において定め、一般に公表します。

Q48 新しい運営事業者に保護者の声をどのように反映させていくのですか。

A48 新しい運営事業者がどのような保育・教育をしたいと考えているのかを知るため、また、保護者の要望を伝えるためにも話し合いは必要であると考えています。新しい運営事業者と保護者に市を加えた三者で意見交換を行っていきたいと考えています。

Q49 民営になった後、運営内容の条件を運営法人にどのように守ってもらうのですか。

A49 市は定期的に実施する指導・監査において、運営内容をしっかりとチェックし、条件に沿わないものについては、改善を求めていきます。

また、運営事業者と保護者と市による三者協議を行い、確認していきます。